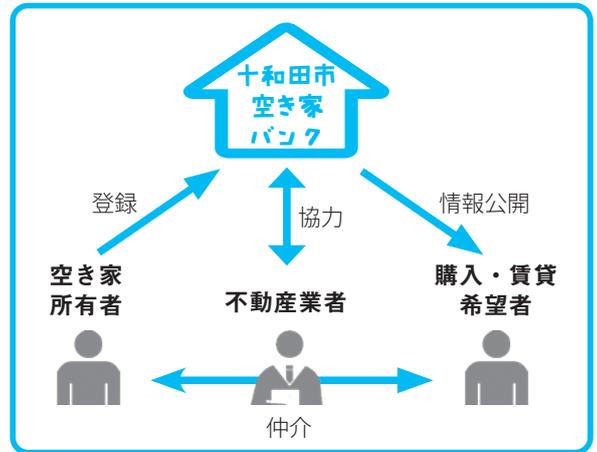


使っていない家、相続した家にお金と手間がかかっていませんか？

空き家バンクをご活用ください

問 都市整備建築課 ☎0176-51-6735

将来使用する予定のない家や、維持管理に困っている家を必要としている人がいるかもしれません。お持ちの大切な家を空き家バンクに登録してみませんか。



▲空き家バンクのイメージ

空き家バンクとは

空き家の流通を図るため、空き家の情報を市ホームページなどで公開し、空き家を買いたい・借りたい人へ情報を提供する制度です。

空き家バンクの特長

- ▶登録した物件を売却・賃貸した人を対象に空き家バンク利用促進奨励金制度があります。
- ▶登録は無料です。
- ▶空き店舗・空き地の登録も可能です（空き地は奨励金の対象外）。
- ▶次のホームページに掲載し、幅広く物件を紹介します。

- ・十和田市の空き家バンク
- ・全国版の空き家バンク
- ・仲介契約を結ぶ不動産業者



利用の留意点

- ▶市と協力している不動産業者と仲介契約を結ぶ必要があります。
- ▶売買・賃貸借の成立時には不動産業者に仲介手数料を支払う必要があります。
- ▶アパートなどの集合住宅の登録は受け付けていません。
- ▶未相続や著しい損傷がある空き家は登録できない場合があります。



空き家バンク利用促進奨励金制度

空き家バンクを利用し、売買（賃貸借）契約を締結して、空き家を売却（賃貸）した人へ奨励金を交付します。

対象者	空き家を売却・賃貸した個人
奨励金額	5万円

※奨励金の交付は、同一の空き家につき1回限りとなります（空き地は対象外）。

空き家バンクへ登録したい人

詳細や登録についてはこちらから▷



空き家をお探しの人

登録物件一覧はこちらから▷

